

IV 勤労者福祉の向上のために

1 魅力ある職場環境づくりのために

(1) 仕事と生活の調和推進

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

労働団体、経済団体、行政等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」が策定した「あいちワーク・ライフ・バランス行動計画 2021-2025」に基づいて、ワーク・ライフ・バランス推進運動等の地域一体となった取組を推進しています。

イ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録

従業員が、仕事と、育児・介護・地域活動など仕事以外の生活を両立できるよう積極的に取り組んでいる企業に「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録していただき、その取組を県内の企業や県民に広く紹介しています。



■愛知県ファミリー・フレンドリー企業のホームページ <https://famifure.pref.aichi.jp>

ウ ワーク・ライフ・バランスに関する啓発資料の作成・配布

ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりの普及に向けた啓発資料を作成し、企業や事業主団体、労働団体などに配布しています。

エ 男性の育児休業の取得促進

男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を対象に、アドバイザーの派遣、セミナーやワークショップを開催するほか、男性従業員が育児休業を通算14日以上取得した県内中小企業等に奨励金を支給するなど、企業の実情に合わせた支援を実施します。

オ テレワークの導入支援

「あいちテレワークサポートセンター」を設置し、テレワーク導入に関する相談、機器操作体験、中小企業向けのアドバイザー派遣を実施するほか、中小企業等を対象に、テレワークの導入段階に応じた各種セミナーを開催します。

カ セクハラ・妊娠・出産・育児休業等ハラスメント相談

愛知労働局では、セクハラ・妊娠・出産・育児休業等ハラスメントを受けて困っている労働者や、ハラスメント防止対策に取り組む事業主からの相談に応じています。

キ 妊娠・出産・育児・介護休業等に関する相談

愛知労働局では、妊娠・出産・育児・介護休業等に関する相談及び妊娠・出産・育児・介護休業等を理由とした不利益取扱いに係る相談に応じています。

ク 在宅就業（内職）相談・あっせん

家庭の外で働くことが困難な方などを対象に、在宅就業(内職)に関する相談、あっせんを行っています。

ケ 両立支援等助成金

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課を通じて以下の助成金制度を利用できます。

- 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
- 介護離職防止支援コース
- 育児休業等支援コース
- 育休中等業務代替支援コース
- 不妊治療支援コース

■ 愛知労働局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>

問 合 せ 先

○ ワーク・ライフ・バランスの推進、愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、男性の育児休業の取得促進 愛知県労働局労働福祉課	電話 (052) 954-6360
○ テレワーク導入支援 愛知県労働局労働福祉課 あいちテレワークサポートセンター	電話 (052) 954-6360 電話 (052) 581-0510
○ ハラスメント相談 愛知労働局雇用環境・均等部指導課	電話 (052) 857-0312
○ 妊娠・出産、育児・介護休業等に関する相談 愛知労働局雇用環境・均等部指導課	電話 (052) 857-0312
○ 在宅就業（内職）相談・あっせん 愛知県労働局労働福祉課	電話 (052) 954-6899
○ 両立支援等助成金 愛知労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当)	電話 (052) 857-0313

(2) 働き方改革の推進**ア 企業の働き方改革への取組に関する支援**

時代の変化に対応した「働き方改革」の取組を進めていくため、企業ニーズに応じたテーマによるサポートセミナー及び課題解決型のワークショップを開催します。

イ 休み方改革マイスター企業の認定

年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入等を積極的に推進している中小企業等を「休み方改革マイスター企業」として認定します。

ウ 若者の職場定着に関する支援

若者職場定着に向けた取組に支援を必要とする企業に対して、アドバイザーを派遣し、その事例をもとに事例集を作成するとともに、経営者の若者職場定着に対する意識改革を促すセミナーを開催します。

エ 働き方・休み方改善コンサルタントの利用

「働き方・休み方改善コンサルタント」が、無料で、企業に訪問し、「働き方・休み方」

の見直しや労働時間設定改善等について、助言や事例紹介・コンサルティングを行います。

オ 働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や傘下企業を支援する事業主団体に対して、取組に要した経費の一部を支給します。愛知労働局雇用環境・均等部企画課へ事業実施前に交付申請をし、交付決定を受ける必要があります。

問合せ先

○企業の働き方改革への取組に関する支援	
愛知県労働局労働福祉課	電話 (052) 954-6361
愛知県働き方改革推進支援センター(厚生労働省愛知労働局委託事業)	電話 0120-006-802
愛知県医療勤務環境改善支援センター(愛知県、厚生労働省愛知労働局委託事業)	電話 (052) 212-5766
○休み方改革マイスター企業の認定	
愛知県労働局労働福祉課	電話 (052) 954-6361
○若者の職場定着に関する支援	
愛知県労働局労働福祉課	電話 (052) 954-6360
○働き方・休み方改善コンサルタントの利用	
愛知労働局雇用環境・均等部指導課	電話 (052) 857-0312
○働き方改革推進支援助成金	
愛知労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当)	電話 (052) 857-0313

(3) 治療と仕事の両立支援

ア 普及啓発

治療と仕事の両立支援への理解と普及啓発を図るため、中小企業向けのセミナーを開催します。また、労働者等を対象として、不妊治療と仕事の両立に関する相談を実施します。

イ 環境づくりの支援

職場で働き続けるための環境づくりに向けた理解が進むよう、「あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム」を軸に地域関係機関等との連携を図り、情報提供や制度導入の個別相談・支援等を実施します。

問合せ先

○普及啓発	
愛知県労働局労働福祉課	電話 (052) 954-6359
○環境づくりの支援	
愛知産業保健総合支援センター	電話 (052) 950-5375

(4) 労働安全衛生対策の推進

ア 労働安全衛生・職場のメンタルヘルス対策

勤労者の安全と健康を守るため、事業所におけるメンタルヘルス対策等についての啓発冊子を作成・配布するとともに、事業所へのメンタルヘルスの専門家の無料派遣、セミナーの開催などを行っています。

イ 全国安全週間

産業界での自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、昭和3年以降、毎年7月1日から7日まで実施されています。

ウ 全国労働衛生週間

事業主による労働衛生管理活動や快適な職場環境の形成及び勤労者自身による自主的な健康管理の取組を積極的に進めるため、昭和25年以降、毎年10月1日から7日まで実施されています。

問合せ先

○労働安全衛生、職場のメンタルヘルス対策 愛知県労働局労働福祉課	電話 (052) 954-6361
○全国安全週間、全国労働衛生週間 愛知労働局労働基準部安全課 愛知労働局労働基準部健康課	電話 (052) 972-0255 電話 (052) 972-0256

2 労使関係の安定のために

(1) 労働講座

労働問題を理解するうえで必要となる初歩的・基本的な事項や時宜を得たテーマで講座を開催しています。

労働講座の開催例

- 労働法規の改正について
- 長時間労働の是正について
- 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について
- ハラスメント対策について

(2) 労働環境改善の支援

中小企業の事業主等に対して、労務管理、労働法規などの様々な情報提供や助言などを行っています。

(3) 労働相談

労使関係、賃金、勤労者福祉など労働問題全般にわたり、専門の相談員や職員が面談による相談、労働相談専用ダイヤルによる電話相談(弁護士相談を除く)、オンライン相談(専門の相談員による相談のみ)を行っています。また、県内23か所において、巡回労働相談を行っています。(P97参照)

(4) 不当労働行為救済制度

使用者が、労働組合の組合員であることを理由に不利益な取扱いをしたり、団体交渉を正当な理由なく拒否したりすることなどは、不当労働行為として法律で禁止されています。このような行為があった場合、労働者又は労働組合の申立てに基づき、労働委員会では、その事実を審査し、救済措置を命じたり、和解による解決を図ったりしています。

(5) あっせん制度

労働組合や個々の労働者と使用者との間の労働紛争の解決を援助するために、労働委員会では、無料であっせんを行っています。あっせんは、労働問題の専門家である経験豊かな3名のあっせん員が、双方の主張をお聞きし、問題点を整理した上で、お互いの歩み寄りを促して、話し合いによって解決できるようにお手伝いするものです。申請(申出)は労働組合や個々の労働者又は使用者のいずれからでもできます。

(6) 愛知労働局総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働問題に関する相談にワンストップで対応しています。内容に応じて、関連する法令等の情報提供、適切なアドバイスによる当事者間の自主的な解決の促進、愛知労働局内の専門部署や他の処理機関等についての案内などを行っています。

●助言・指導、あっせん制度

個別労働紛争に関し、当事者の一方又は双方から解決援助を求められた場合は、当事者に対して、問題点を指摘し、解決方向を示唆する助言・指導を行っています。

また、当事者の一方又は双方からあっせんの申請があった場合は、紛争調整委員会の委員(あっせん委員)が双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、場合によって、具体的なあっせん案を示すなど自主的な解決を支援しています。

(7) 公益通報者保護制度

労働者等(退職後1年以内の者や、役員も含む)が、事業者内部の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律に規定される犯罪行為やその他の法令違反行為について、事業者内部や行政機関などに対して公益通報を行った場合、解雇等の不利益な取扱いから保護されます。愛知県では、公益通報の受付をそれぞれの法令所管課にて行います。また、通報受付先がわからない場合の案内を労働局労働福祉課又は県民事務所産業労働課等にて行います。

問 合 せ 先

- | | |
|--|------------------------------------|
| ○労働講座、労働環境改善の支援
愛知県労働局労働福祉課
東三河総局、県民事務所産業労働課等 | 電話(052)954-6361
P163 参照 |
| ○労働相談
あいち労働総合支援フロア(労働相談コーナー)、
東三河総局、県民事務所産業労働課等(尾張県民事務所を除く)、
巡回労働相談窓口 | P96~P97 参照 |
| ○公益通報者保護制度
愛知県労働局労働福祉課分室
東三河総局、県民事務所産業労働課等 | 電話(052)589-1406
P163 参照 |
| ○不当労働行為救済制度、あっせん制度
愛知県労働委員会(不当労働行為救済制度)
同(あっせん制度) | 電話(052)954-6835
電話(052)954-6833 |
| ○愛知労働局総合労働相談コーナー
指導課
各労働基準監督署 | 電話(052)972-0266
P97~P98 参照 |

3 勤労者福祉の充実のために

(1) 福利厚生制度の充実

ア 中小企業勤労者福祉サービスセンター

中小企業勤労者福祉サービスセンターは、地域の中小企業が単独では難しい従業員の福利厚生事業を行うことを目的に設置された団体です。愛知県内には以下の4団体が設置されています。

愛知県内の中小企業勤労者福祉サービスセンター

●(公財)名古屋市中小企業共済会

会員資格：名古屋市内の中小規模事業所の事業主及び従業員

連絡先：電話(052)735-2131

所在地：名古屋市千種区吹上2-6-3(名古屋市中小企業振興会館6階)

●(公財)岡崎幸田勤労者共済会

会員資格：岡崎市内及び幸田町内の中小規模事業所の事業主及び従業員

連絡先：電話(0564)54-8495

所在地：岡崎市羽根町小豆坂117-3(岡崎市中小企業・勤労者支援センター内)

●豊田市勤労者サービスセンター(ワークフレンドとよた)

会員資格：豊田市内の中小規模事業所の事業主及び従業員

連絡先：電話(0565)35-4470

所在地：豊田市西町3-60(豊田市役所西庁舎7階)

●(一財)知多地区勤労者福祉サービスセンター(わーくりい知多)

会員資格：知多5市5町内の中小規模事業所の事業主及び従業員

連絡先：電話0120-29-5509(フリーダイヤル)

所在地：東海市高横須賀町柵形1-7(東海市立勤労センター3階)

イ 退職金共済制度の普及啓発

中小企業における勤労者の勤労意欲の向上や退職後の生活安定のために「中小企業退職金共済制度」及び「特定退職金共済制度」への加入促進に向けた普及啓発を行っています。

(ア) 中小企業退職金共済制度

この制度は、独力では退職金制度を設けることが難しい中小企業について国がつくった従業員のための退職金制度です。中小企業退職金共済事業本部が実施し、中小企業退職金共済法に定められている中小企業が加入できます。新規加入又は掛金を増額する場合は、掛金の一部を国が助成しています。(上限が設定されています。)

(イ) 特定退職金共済制度

「所得税法施行令第73条」に基づいた制度で、特定退職金共済団体(商工会議所、商工会等)が実施し、各団体に加入している企業または、各団体の地区内にある企業が加入できます。

ウ 労働者福祉事業団体

労働者向け融資を行う東海労働金庫を始め、県内の労働者福祉の増進や生活の向上を図るため、各種団体が労働者の余暇活動の推進、労働者向け融資や共済事業、住宅の供給等を行っております。詳細については、各団体へお問い合わせください。(P166参照)

エ 勤労者財産形成促進制度

労働者の貯蓄や持家取得といった計画的な財産づくりを支援する制度です。「財形貯蓄制度」、「財形持家転貸融資制度」等があります。

問 合 せ 先

○中小企業勤労者福祉サービスセンター 愛知県労働局労働福祉課	電話(052)954-6360
○退職金共済制度・勤労者財産形成促進制度の普及啓発 愛知県労働局労働福祉課 (独)勤労者退職金共済機構	電話(052)954-6360
中小企業退職金共済事業本部名古屋コーナー	電話(052)857-7588
勤労者財産形成事業本部	電話(03)6731-2935

(2) 自由時間の活用

ア 愛知勤労身体障害者体育館

勤労身体障害者を始め一般県民の方々が自由時間を活用し、心身の健全な発達を図り、勤労意欲を高めるための施設で、各種スポーツ競技・レクリエーションに利用できます。勤労身体障害者の方は無料、その他の方は有料でご利用いただけます。

■愛知勤労身体障害者体育館のホームページ <http://www.sobue-gh.or.jp/gym.html>

イ 愛知県勤労者スポーツフェスティバル

勤労者が、レクリエーション・スポーツを通じて、健康の維持・増進と参加者相互の交流を図るとともに、仕事と生活の調和にも資することを目的として勤労者スポーツフェスティバルを開催します。

問 合 せ 先

○愛知勤労身体障害者体育館 (社福)祖父江愛照会	電話(0587)97-6630
○愛知県勤労者スポーツフェスティバル 実行委員会事務局((公財)愛知県労働協会)	電話(052)485-7154

(3) 労働者を雇ったときは

ア 労働保険

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます)と雇用保険とを総称した言葉です。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の納付等については一体のものとして取り扱われています。農林水産の一部の事業を除き、労働者(パートタイマー、アルバイトを含む)を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入)手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

イ 健康保険・厚生年金保険

法人事業所で常時従業員(事業主のみの場合を含む)を使用する事業所若しくは常時5人以上の従業員が働いている事務所及び工場、商店等の個人事業所は、厚生年金保険及び健康保険の加入が法律で義務づけられています。ただし、5人以上の個人事業所であっても、サービス業の一部(クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等)や農業、漁業等はその限りではありません。また、厚生年金保険及び健康保険の加入が法律で義務づけられている事業所以外の事業所であっても、一定の要件を満たした場合は、厚生年金等へ加入することができます。常時従業員は、国籍や性別、賃金の額等に関係なく、すべて被保険者となりま

す。(原則として、70歳以上の人は健康保険のみの加入となります。)事業所が従業員を採用した場合等、新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者が生じた場合、事業主が「被保険者資格取得届」を事業所の所在地を管轄する年金事務所へ提出します。

問 合 せ 先

○労働保険

愛知労働局総務部 労働保険適用・事務組合課
各労働基準監督署電話(052)219-5503
P97~P98 参照

○健康保険・厚生年金保険

各年金事務所

P171 参照